

# 明治、大正、昭和、平成の図画工作・美術教科書

## －美術教育の歴史を読む－

滋賀大学教育学部教授 新関伸也

### はじめに

我が国の近代における美術教育の歴史を振り返るとき、視覚的にその変遷を理解できる一級の資料が図画工作の教科書である。また、明治以降今日まで学校で行われてきた図画工作の授業も教科書の紙面から垣間見ることができよう。

明治以降、今日まで発行された我が国の代表的な図画工作や美術教科書をピックアップして、それぞれの時代の美術教育の意味を考えてみたい。

### 1 明治初期の鉛筆画教科書

#### (1) 『西画指南』明治4(1871)年

文部省は、小学校に「罫画」、中学校に「画学」として設置したのが教科の始まりである。「罫画」の内容は、物の形の正確な描写の訓練に終始し、鉛筆を用い手本にならって、幾何学的基本形体をもっぱら模写、すなわち臨写することにあつた。

我が国最初の西洋図画教科書は、明治4(1871)年に発行された『西画指南』であるが、英人バーン(Burn, Robert Scott)による*The Illustrated Drawing Book*(1857年)を、川上寛(川上冬崖)が編訳したものであつた。この忠実な翻訳書は、一般の人々を対象にした描き方の本であり、児童生徒向けに発刊されたものではなかつた。

『西画指南』では、描くことは文字と同様に自己の見解を表現するものであり、実用欠くべからざるものであつた。「輪廓ヲ描ク法」では垂直な平行線、水平線、斜線、曲線などの基本線のひき方や、葉花などの描き方から始まり明暗描写や人物の描画法などについて著されている。

#### (2) 『図法階梯』全8冊、明治5(1872)年

東京開成学校『図法階梯』全8冊は、直曲線、器物、建物、風景、植物の線画からなり、文字は序文のみ、全部が西洋の風物である。

#### (3) 『小学画学書』、明治6(1873)年

山岡成章編で文部省から刊行された。序と凡例以外に文章はなく、他はすべて図だけが掲載されている。原本となつたのは、米国やドイツで発行されたドローイング本で、そこに掲載されている図を選択して、編集したものである。翻訳本であるために、西洋の事物の画題である。また、この教科書は民間翻訳本として多数発行された。

以上(1)(2)(3)の3冊が初期の代表的な図画教科書であるが、いずれも木版で印刷されたものである。そのため、描かれた図の陰影が粗い線描表現となっている。

#### (4) 宮本三平『小学普通画学本』全24冊、明治11(1878)～12(1879)年

宮本三平著による『小学普通画学本』で甲之部・乙之部があり、計24冊が文部省より発行された。石版印刷となり、木版に比較して描画表現の幅が広がった。題材は、欧米心酔

に対する反省から西洋的な画題は少なくなり、大部分が日本的な画題となる。絵画的な空間表現ではなく、描線中心の博物図鑑的な表現である。画題は西洋の原本からの引用が多いが、網羅的に様々なモチーフを掲載しており、かつ体系的に示している。この画学本は、様々な印刷方法によって地方翻訳本がつくられ、全国的に広く使用された。

#### (5) 文部省『小学習画帖』全8冊、明治18(1885)年

浅井忠が編纂した『小学習画帖』は、以前の博物図鑑的な図画から、空間表現を意識した図画に変わる契機となった教科書である。明治14(1881)年頃より、東京師範学校の小山正太郎や浅井忠、高橋源吉らによって絵画的な中学校用図画教科書が発行されていた。これらの成果を受けて、浅井らに文部省が小学校用図画教科書の作成を依頼したものである。画題も日本の風景・人物となり、1頁に1つの画を入れている。これを鉛筆で模写する臨画であるが、翻訳ではない教科書として、全国的に普及した。

## 2. 明治後期の毛筆画教科書

文部省は明治18(1885)年、岡倉覚三(天心)・米人フェノロサに西欧の図画教育の実態調査を委嘱した。明治20(1887)年に帰国、図画教育の目的・手段・教授に関する意見書を文部省に提出した。そこでは、自国の伝統的な文化を尊重する国粹主義を提唱し、図画教育が西欧の方法だけでの教育に深い疑問を投げかけている。用器画などを正確に描く画法を排し、日本の伝統美と芸術の風趣を増す美術画法をとるために毛筆の使用とその優位性を主張した。

この考えは文部大臣森有礼の国粹主義的教育の気運と合致し、その勢を急速に増した。当然、毛筆画優位の主張は、鉛筆画を推奨する立場と対立するところとなり、鉛筆画、毛筆画の優位論争は、激しさを増していった。鉛筆画論者の旗手、小山正太郎は論争に敗れ、図画取調掛を辞職する。ここに毛筆画全盛の時代を迎えることになる。

#### (1) 巨勢小石『小学毛筆画帖』福井正宝堂、明治21年

#### (2) 巨勢小石『小学生徒毛筆画の手ほどき』福井正宝堂、明治22年

毛筆画教科書は、当初鉛筆画教科書を参考として描かれたもので、絵が画題の種類別に配列されている。これらの著者は、はじめ西洋画を学んでいることも興味深い。それらの中において、巨勢の手本は日本画らしい最初の教科書であった。

また、フェノロサの理論を反映した教科書として、以下のものがある。

#### (3) 植田竹次郎『臨画帖』、筆者刊、明治22年

#### (4) 岡倉秋水『彩画入門』金港堂、明治24年(最初に色彩を導入した毛筆画教科書)

## 3. 明治後期の国定図画教科書

明治35(1902)年に文部省は「図画取調委員会」を設け、正木直彦を委員長にして、再び欧米各国の実情を調査した。調査結果は明治37(1904)年に発表され、鉛筆画・毛筆画の両論の得失を論ずべき時ではなく、児童を中心として、普通教育の立場から図画教育の研究に進むべきであると報告した。いわゆる、鉛筆画と毛筆画、各優位論を克服して児童中心の教科書であるべきと提言している。

以上の趣旨を生かすのであれば、鉛筆画と毛筆画の良さを併せ持った教科書が編集されるべきであったが、鉛筆画と毛筆画の両方の国定教科書が明治 38 (1905) 年発行される。

- (1) 『尋常小学鉛筆画手本』 明治 38 (1905) 年
- (2) 『高等小学鉛筆画手本』 明治 38 (1905) 年
- (3) 『尋常小学毛筆画手本』 明治 38 (1905) 年
- (4) 『高等小学毛筆画手本』 明治 38 (1905) 年

『尋常小学鉛筆画手本』をみると、「図画ハ第一位置ヲ整フルコト第二形態ヲ正確ニスルコト」とあり、習画法は相変わらず臨画中心の内容であった。

#### 4. 明治末期の国定図画教科書

- (1) 『新訂画帖』 明治 43 (1910) 年

明治 43 (1910) 年発行の『新訂画帖』は、昭和 7 (1932) 年に『小学図画』が発行されるまで 22 年間にわたって「国定教科書」としての使用される。編纂委員は、欧米で図画教育の調査研究を目的とした「図画取調委員会」のメンバー正木直彦、上原六四郎、小山正太郎、白浜徹、阿部七五三吉であった。特徴として鉛筆画と毛筆面の対立を超えて、教材の論理的体系化を目的とした。この教科書は「児童用書」と「教師用書」の 2 種があり、今日の教科書と教師用指導書にあたるものである。

小学低学年では「教師用書」のみであり、また高学年では、「男子用」と「女子用」の教科書である。内容は、臨画・写生画・記憶画・考案画であり、鉛筆の使用や用具、コンパスの器材など技能における体系化を目論んでいる。指導の体系を測るとともに、旧来の「臨画」を減らし、「児童の発達程度」に即し、教師の指導に重点をおく趣旨が読み取れる。ただ「目と手の訓練的要素」の強い教科書であったことは否定できない。

この間、大正 7 (1918) 年に山本鼎による臨画廃止を目的とした「自由画教育運動」で『新訂画帖』は批判を浴びるが、改訂を経ながら 20 年ほど使用された事実は少なからず図画教育に影響を与えた教科書である。昭和 4 (1929) 年に約 220 万冊の『新定画帖』が出版発行されていた事実は、地方の学校現場では臨画教育がまだまだ行われていたことを裏付けている。

#### 5. 明治期の手工（工作）教科書

- (1) 『小学校用手工編』 明治 20 (1887) 年

工作教育が普通教育に取り入れられたのは、明治 19 (1886) 年である。教科の名称を「手工科」とし、師範学校の工業科を手工科（学校は工業科のまま）、高等小学校に新しく随意科として設置した。文部省は明治 20 (1887) 年より 3 ヶ年、手工教育を普及させるため、上原六四郎を講師として手工講習会を開催した。

明治 20 (1887) 年に発行された『小学校用手工編』は、我が国最初の手工教科書で工作法と使用法を解説した 3 冊の技法書からなる。第 1 冊は百工総論、（手工の意味、種類用具）、木工。第 2 冊は金工。第 3 冊は陶工・石工・織工・製糸工・染工・仕立工・塗師・

仕立屋・彫師・画工である。

また、明治 23 (1890) 年、尋常小学校に手工科が設けられ、尋常、高等共に随意科目となった。翌年に「小学校教則大綱」が示され、手工教育の教育目標が明らかになった。勤労を好む習慣の養成、職業的能力の附与、感覚の訓練が手工教育の目標とされ、手技的な性格のもので有用性を重視した教科であった。

さらに、明治 25 (1892) 年に尋常小学校、高等小学校とも手工科は随意科となり、これを修めようとする者が急速に減少した。その背景にはヘルバルト派の人文的教育学説の道義的品性陶冶論があり、実利的教育を極端に軽視する風潮があったことは見逃せない。しかし、日清戦争後、手工教育の振興が再び関心をよび、明治 33 (1900) 年に『小学校手工科教授細目』を発行、手工を図画と同格に取り扱い、普通教育の性格を一段と強めた。

(2) 『小学校教師用手工教科書』明治 37 (1904) 年

明治 37 (1904) 年に文部省は『小学校教師用手工教科書』を出版、手工教科書としてより整備された内容と方針をもち、手工教育の隆盛に大きな役割を果たした。その後、紆余曲折を経て、普通教育の 1 教科として位置づけられ大正期に移行してゆく。

## 6. 大正から昭和・戦前期の手工教科書

明治末期まで隆盛した手工教育も、大正に入ると実施する学校数が減少しはじめた。文部省は、明治 37 (1904) 年に『小学校教師用手工教科書』を発行以後、大正から昭和の国民学校「芸能科工作」に至るまで手工教科書の改訂、発行をすることはなかった。

こうした手工科衰運の情勢の中で、大正 2 (1913) 年に岡山秀吉が米国留学から帰国、科学的論理的なフランス式手工教育と、自由な趣味的教材のアメリカ式手工を紹介し、手工教員養成、教授法、教材体系の整理、動力機械の利用など、普通科目としての位置の確立に尽力した。

大正 7 (1918) 年頃から自由教育思想の影響は手工教育にも現われる。技術に重きをなす指導から、自由な創造に観点を置く芸術的手工の運動が活発になった。それらは自由手工、芸術手工、創作手工とよばれ、児童の創造性を育む造形教育でもあった。

大正 15 (1926) 年、高等小学校の手工科が「実業科」と区別され、必須科目となった。昭和 16 (1941) 年の「国民学校令」により手工科は、小学校において必須となった。手工がもっていた普通科的性格と実業科的性格の分化が図られた。

(1) 『初等科工作』昭和 17 (1942) 年

また、手工の名称は手技的な印象が強いとして「工作」と改称され、翌昭和 17 (1942) 年『初等科工作』の国定教科書が発行された。工作を趣味的なものから脱却させ、機械器具の操作・分解・組み立て・修理などについての科学技術的指導が求められた。

中学校においては、昭和 6 (1931) 年「中学校令」の改正によって「作業科」が新設されており、園芸、工作、その他の作業が課された。工作の内容は、木工、金工、塗り仕上げ、コンクリート工など、生活上有用な知識技能の習得が課されている。しだいに戦争が激化するにつれ、作業が集団勤労作業、工場動員に直結され、初期の目標と離れた内容となっていった。

## 7. 昭和前期の図画教科書

### (1) 『尋常小学図画』昭和7(1932)年

大正期の新図画教育会や自由画教育運動による『新訂画帖』への批判、民間による図画教科書の発行、諸外国からの美術教育思潮の移入などに後押しされた文部省は 22 年ぶりとなる国定図画教科書『尋常小学図画』を昭和7(1932)年に発行する。

この発行に先立ち文科省は、青木存義を主任に石井拍亭、伊藤信一郎、板倉賛治、平田松堂、水平譲、山形寛、和田三造らを委員に任命し、新しい教科書の編纂を始める。主任が井上剋に交代、平福百穂が委員に任命など入れ変わりがあったが『高等小学図画』の編纂や『尋常小学図画』の改訂など6年にわたって編集が行われた。

自由画や個性の伸長を図る記述があるなど自由画教育運動の影響を教科書に垣間見ることができる。5、6年では男児と女児用の2冊発行されており、教師書用、児童用書が別に発行されている。また、以前の『新定画帖』では1、2年の児童用書がなかったが、今回低学年の児童用書が編集発行された点は、画期的な出来事であった。

「教材の種類」と題して「思想画、自在画、写生画、用器画、臨画、図案、説話教材」などがある。特に「鑑賞教材」が6年の図画教科書に初めて取り入れられたことは特筆すべきことである。また、低学年の自由表現に始まり、中学年以降は観察画などの水彩絵の具などによる写生画や図案に至る配列であり、子どもの発達や特性に配慮した記述である。絵柄や題材は、従来の概念的、説明的絵画から自然な観察による描画に変化してきており、新鮮な印象を感じることができる。写生画の典型のような絵柄があるが、総じて自由画の影響を受けていることは間違いない。

## 8. 昭和戦中の図画・工作教科書

### (1) 『エノホン』昭和16(1941)年

昭和16(1941)年3月「国民学校令」が施行、これまでの「小学校」から「国民学校」に改称され、日本は太平洋戦争に突入し、国民学校における芸能科に図画・工作は位置づけられる。芸能科は、「音楽、習字、図画、工作、裁縫(女子のみ)」の科目で、「皇国臣民を錬成する為の芸能教育」「国民性の錬成の為の芸能教育」となった。

これらの趣旨に基づき同年、国民学校初等科図画教科書として発刊されたのが『エノホン』である。編纂は、文部省の図書監修官角南元一のもとで、石井拍亭、板倉賛治、中田俊三、松田義之、三苦正雄、山形寛、結城素明、和田三造らが委員となって行われた。

### (2) 『初等科図画』『初等科工作』『高等科図画』『高等科工作』昭和18(1943)年

2年生用『エノホン』に続いて、昭和18(1943)年に3～6年までの『初等科図画』と『初等科工作』の児童用書と教師用書がそれぞれ発行された。その後、高等科1、2年用の『高等科図画』と『高等科工作』の児童用書が刊行される。

つまり、低学年用の教科書『エノホン』は図画と工作が一体化されたものであったが、中学年以上では図画と工作が分割して、『初等科図画』と『初等科工作』の2冊の教科書がそれぞれ発行された。さらにこの中学年以上の教科書は、男子用と女子用とに分けて編集されている。

教科書の「芸能科図画の指導体系」では、「初等科第一、二学年の指導について」とし

て、子どもの表現意欲の自由な伸長を目標として示している。しかし、「スキヘイサン」を描かせ「陸軍の兵士に関心を持たせると同様に、海軍の水平にも関心を持たせなければならぬ」とし、「ニフエイ」では「入営の情景を画かせて、思想発表の練習をさせ、国民的精神を養う」といった戦争意識を高揚させる目的となっている。軍国主義を象徴する「ヘイタイサン」などの画題が特徴で、「オサカナ」「ブランコ」など季節や行事と結びついた教材も掲載されているが、臨画的要素が強い教科書である。

### (3) 手工より工作へ

図画に対して、戦前の「手工」を引き継ぎ、国民学校となり新たに必修科目となった「工作」は、より戦争を意識した教材内容になっている。芸能科工作の指導では、国民学校では、戦時体制のもと工作教育に特に力点をおき、その内容を系統的に組み立てている。紙、布、セメント、竹、金属など大変幅広い材料を扱うと同時に、実用品から製図、工芸、彫刻模型、機械工作など訓練的要素の強い教材を広範囲扱っていることが読み取れる。

これらにみられる教科観は、当然『初等科工作』教科書にも反映され、「グライダー」「ラジオ受信機」などの教材があり、高等科に至っては機械器具の操作及び分解、組み立て、修理などまでを教科の範囲としており、職業訓練的な技能教科としての色合いが強い。

ところが現実には戦時下における物資不足から、目標とする工作に必要な材料はなく、手軽で材料費の安い「模型飛行機」作り一辺倒という状態であった。

以上のような『エノホン』『初等科図画』『初等科工作』等の戦時下教科書は、軍事的色彩が濃く反映し、きわめて実用的な内容であった。大正のデモクラシーに始まった児童中心主義の美術教育はみられず、粗悪な画材と物資不足によって図画教育すら満足に行えない学校が多かったのである。

## 9. 昭和・戦後の無教科書時代（～1954年）

昭和20(1945)年8月、日本は、ポツダム宣言を受諾、無条件降伏し、太平洋戦争は終わりを告げる。これにより、教科書は「墨塗り教科書」として暫時使用される。

引き続き翌年6月には芸能科図画・工作教科書の禁止通牒を出す。その時、別紙として出されたのが「図画工作指導上の注意」であり、「創造力の養成、個性の伸長に留意すること」と示された。教科書の特性上、図画工作の墨塗りは、他教科に比べて少なかったと言われる。

## 10. 戦後の学習指導要領と図画・工作教科書

戦後の学習指導要領は、昭和33年までは、学習の手引き的な要素が強い性格であり、図画工作科に与える影響力は緩やかなものであった。しかし、それ以後は法的拘束力を持つものとされ、教科書の編集に影響を与えていくことになる。

以下は、個別的な教科書を解説するのが困難なため、学習指導要領の趣旨を概説する。

### (1) 昭和22(1947)年版「学習指導要領」（試案）

昭和22(1947)年3月「教育基本法」と「学校教育法」が公布され、4月から新制度による小学校が発足し、同年5月公布の学校教育法施行規則において、小学校及び中学校に「図画工作」が誕生した。芸能科図画・工作の科目名が統一されたのは、連合国軍司令部

(GHQ)の民間情報教育局(CIE)の指導によるものであった。「Art and Handicraft」の英訳を日本語で「図画工作」としたのである。

さらに文部省は同年、米国バージニア州の「Course of Study」を手本にしなが、小・中学校合本で「学習指導要領」を作成し、強制力のない「試案」を提示した。

図画工作の構成では「はじめのことば」に続いて目標があり〔図画工作の教育はなぜ必要か〕という問いに「1 発表力の育成、2 技術力の育成、3 芸術心の啓培、4 具体的・実地的な活動性の助長」の4点を述べている。

米国の影響の他、従来の図画・工作と折衷して作成したため、プラグマティズムの影響を受け、生活主義で実用面を強調した内容となっている。

昭和24(1949)年度からは各教科で検定教科書が仕様される予定だったが、CIEの意向によって図画工作科の検定基準はつくられず、公には教科書が存在しない状態となった。中学校では昭和26(1951)年度末まで、小学校では昭和29(1954)年度末まで無教科書時代が続くのである。

## (2)昭和26(1951)年版「学習指導要領」(試案)

昭和22年版の基本的な考え方を引き継ぎながら不備な点を改善している。小学校の教科書配当の時間が示された他、中・高等学校が1冊にまとめられて刊行された。

目標では、小・中・高等学校に共通する図画工作教育の一般目標と、各学校における図画工作教育の目標に分けて示された。一般目標は、「1. 造形品の良否を判別し、選択する能力を発達させる。2. 造形品を配置配合する能力を発達させる。3. 造形的表現力を養う」ことが上げられた。

### <小学校「図画工作」>

目標は、「1. 個人完成への助けとして」、「2. 社会人および公民としての完成への助けとして」という観点から、それぞれ細目が上げられている。

### <中学校「美術」>

目標では、日常生活に必要な基礎的理解や技能を得て、造形文化の面から生活を明るく豊かに営むための達成目標としている。内容では、昭和22年版が材料別に羅列されていたのに対して、「表現、理解、鑑賞、技術」の各造形活動の視点から内容が整理され、「表現教材、鑑賞教材、理解教材、技能熟練の教材」の4つに分けて示された。表現教材では、描画、図案、配置配合、工作、製図が示され、小学校の内容と関連が測られている。

また、鑑賞教材では鑑賞資料目録が上げられ、絵画、彫刻、建築ごとに作品名が記されている。技能熟練の教材では、表現活動に必要な技術や生活美化改善の技術が取り上げられている。

## 昭和の検定図画・工作、美術教科書開始

### (1)昭和33(1958)年版「学習指導要領」

この「学習指導要領」より以前の「試案」ではなく、文部省令による「告示」となり、法的拘束力を持つことになった。同時に「道徳時間の特設」が始まり、科学技術教育の重視による「教育内容の現代化」が叫ばれ、教科書内容の統制が進むことになる。教科内容

も経験主義から知識や技能を重視し、系統的学習に方向転換する。

また、この年に、中学校で「職業・家庭科」が「技術・家庭科」になり、図画工作の工作的内容や生産技術的内容が一部移行することになる。さらに、図画工作及び美術科にデザインが内容として新しく加わることが特徴的である。美術科では芸術性や創造性を主体とした表現や鑑賞学習を取り扱うことになった。

また、教科の目標、内容、指導計画の作成と指導の方針についての記述は簡潔になり、各教科の内容の詳細な解説と指導方法は『指導書』で述べられるようになった。

第2に、小・中学校の教育課程が「各教科」「道徳」「特別教育活動」「学校行事等」の4領域で編成され、小・中学校で「道徳」が特設された。また、中学校で「職業・家庭科」が「技術・家庭科」となり、図画工作の工作的内容の一部が技術・家庭に移行した。授業時数は最低授業時数として規定された。

第3に、学習内容が従来の経験主義から知識・技能の系統性を重視して整理された。

<小学校「図画工作」>

目標では「1. 絵をかいたりものを作ったりする。造形的な欲求や興味を満足させ、情緒の安定を図る。2. 造形活動を通して、造形感覚を発達させ、創造的表現の能力を伸ばす。造形的な表現や鑑賞を通して、美的情操を養う」などが示された。目標に「情緒の安定」という文言があり、創造美育協会の運動の影響を感じることができる。内容においては、系統性を持たせると同時に整理統合して「絵、版画、粘土（彫塑）、模様をつくる（デザインをする）、いろいろなものをつくる、鑑賞など」となった。特にデザインに関しては、「造形教育センター」による成果が取り入れられている。

<中学校「美術」>

目標では「絵画や彫塑などの表現や鑑賞を通して、美術的な表現意欲を高め、創作の喜びを味わわせる」となる。特徴として、「表現」と「鑑賞」のから構成されるようになり、現在もこの大きな括りは継承されている。

## (2) 昭和43(1968)年版「学習指導要領」

この時期は、日本における高度経済成長期にあたり、経済発展を支える人材育成や科学技術振興が特に求められた。科学技術教育の振興という観点から「教育の現代化」を目差したカリキュラム改革が行われる。

<小学校「図画工作」>

目標は、「造形活動を通して、美的情操を養うとともに、創造的表現の能力を伸ばし、技術を尊重し、造形能力を生活に生かす態度を育てる。」となった。各学年の目標の中には「造形」という語が多用され、造形主義的な面が強調されている。

内容では、小・中学校を通して全学年で「絵画（版画を含む）、彫塑、デザイン、工作、鑑賞」の5領域となり、系統、発展性を計った。

<中学校「美術」>

目標は「美術の表現と鑑賞の能力を高め、情操を豊かにするとともに、創造活動の基礎的な能力を養う」という総括目標と絵画・彫塑、デザイン・工芸、鑑賞、生活に生かす態度など4つの観点から具体目標で示されている。内容が整理、統合され、以前の「色や形などの基礎練習」はデザインの内容に位置づけられた他、工芸が導入され、高等学校工芸



との関連も図られた。また、鑑賞の観点を明確化した。

### (3) 昭和 52(1977)年版「学習指導要領」

「教育の現代化」から「教育の人間化」への転換が目差された年代である。受験競争と過密な指導内容による落ちこぼれや不登校、非行問題を背景に、「教育課程審議会答申」により①人間性豊かな児童生徒の育成、②学校生活におけるゆとりと充実、③基礎的・基本的な内容の重視と個性に対応した教育を目差すことが示された。指導内容の大幅な削減と授業時数の約1割削減とともに、「ゆとりの時間」が設けられた。図画工作、美術では創造性重視と内容の精選が行われた。

#### <小学校「図画工作」>

目標は「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。」とされ、創造性とともに表現活動が重視された。

#### <中学校「美術」>

目標は「表現及び鑑賞の能力を伸ばし、造形的な創造活動の喜びを味わわせるとともに、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」と示された。特に、図画工作同様、発展的・系統的な指導が図られ、内容では表現と鑑賞の2領域に整理統合し、基礎・基本を重視して内容を精選した。さらに「各学年の内容に充てる授業時間数の割合」が削除された。また、第3学年において、選択教科としての「美術」が新たに設けられた。

## 4 平成の図画工作・美術教科書

### (1) 平成元(1989)年版「学習指導要領」

戦後6度目の改訂になり、その背景として昭和62(1987)年12月の「教育課程審議会答申」がある。そこでのねらいは、「①心豊かな人間の育成、②自己教育力の育成、③基礎的・基本的な内容の重視と個性を生かす教育の充実、④文化と伝統の尊重と国際理解の推進」である。

図画工作、美術では、内容の一環性、造形的な創造活動の一層の重視、表現の能力や情操の指導の充実が図られた。

#### <小学校「図画工作」>

目標は、前回とそれほど相違なく「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基盤的な能力を育てるとともに表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」と示された。

特徴としては、学年の目標は、弾力的な指導と発達特性に配慮して低・中・高学年と2学年ごとにまとめて示された。さらに、工作的な活動が重視され、授業時間数が各学年の2分の1を下らないように明示された。

また、「造形遊び」が中学年にも設定された。鑑賞の充実を上げ、我が国の美術作品や我が国及び諸外国の美術作品など具体化して追加された。また、高学年において鑑賞の指導を独立して行えることが明示された。

#### <中学校「美術」>

目標は「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の能力を伸ばすとともに、創造の喜びを味わわせ、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」と示され、基本的

な目標の構造を図画工作と統一し、創造活動を通じた教育という視点を一層明確にした。

学年の目標は、指導の大綱化、弾力化が図られ、第1・2学年、3学年の2つにまとめられた。内容も学年目標と同様、2つにまとめられたことである。また、「彫塑」の名称が「彫刻」に変更された。図画工作同様、鑑賞の充実が図られ、生涯学習の視点や東西の美術文化の理解、国際理解を深める視点などから項目が増加された。

授業時数の弾力的運用が図られ、2学年の授業時数が70から30〜70と減った他、選択「美術」は、第3学年のみであったが、第2学年にも設けられた。生徒の特性に応じた選択により発展的・応用的な学習活動の展開が意図された。

## (2)平成10(1998)年版「学習指導要領」

「学校週5日制」のもとで、ゆとりのある教育を展開し、児童生徒に「生きる力」を育成することを重視している点が特徴である。

平成10(1998)年7月の教育課程審議会の答申で提言された方針は、「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして、「①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、②自ら学び、自ら考える力を育成すること、③ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を測り、個性を生かす教育を充実すること、④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」であった。

これらの趣旨のもとで改訂された内容の特徴は、「教育内容の厳選、授業時数の削減、教育課程の自主編成、「総合的な学習の時間」の設置、学習時間の弾力化、選択教科制の充実である。

### <小学校「図画工作」>

目標は「表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う」となった。

学年の目標は従前と同様に2学年ごとにまとめて示された。ただし3項目の観点が整理し直され、「(1) 関心や意欲、態度、(2) 表現内容 (3) 鑑賞」の内容に関する目標となった。さらに、実態等に応じて弾力的な指導が行われるように2学年まとめて示され、特に絵や立体に表すこととつくりたいものをつくることを関連づけ一体的に扱えるよう内容がまとめて示されて題材の精選が測られた。

「造形遊び」が、高学年まで拡充され、6年間一貫して行うこととして、表現内容の柱にしたことに大きな特徴がある。また、鑑賞の充実を図り、全学年で独立して学習できるよう明示され、地域の美術館などを利用することが明示された。

工作的な活動を引き続き重視し、授業時数の確保を明記した他、絵や立体に表す内容に充てる授業時数とほぼ等しくなるように明記されている。一方、総授業時間数の削減と総合的な学習の時間の創設によって、図画工作の配当時数は中学年と高学年で減少となった。

### <中学校「美術」>

目標は「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う」とし、感性という新たな文言も加えられた。

内容は、厳選と再構成により、「絵画や彫刻など」と「デザインや工芸など」の2つに

まとめて示され関連化一体的に扱えるように図られた。

新たに表現の活動として、漫画やイラストレーションによる表現や写真・ビデオ・コンピュータ等映像メディアによって表現し、伝達・交流することが示されたことである。さらに表現形式や表現方法を生徒が選択できるように明示されるとともに、鑑賞指導では、日本の美術や伝統文化の扱いを重視し、児童生徒の作品も鑑賞の対象として示している。美術館や地域の文化財の積極的な活用を図ることとしている。

1 学年と 2 学年の授業時間数が減少し、選択「美術」は第 1 学年においても設けることができるようになった。その内容については、各学校の工夫により、課題学習、伝統工芸など地域の特性を生かした学習、補充的、発展的な学習などを取り入れるものとされた。

[参考文献]

- ・金子一夫『美術科教育の方法論と歴史（新訂増補）』中央公論美術出版、平成 15 年
- ・仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成』第 10 巻教師用書 6 図工
- ・音楽編、東京書籍(株)、1983 年
- ・橋本泰幸『日本の美術教育－模倣から創造への展開』明治図書(株)、1994 年
- ・中村紀久二監修『文部省学習指導書』第 18～20 巻、大空社、1991 年